

「おたふくかぜ」 予防接種

費用の助成をします

中之条町ではおたふくかぜ（流行性耳下腺炎）予防接種において1回分の費用助成をしています。接種を希望する方はご利用ください。

現在、おたふくかぜは任意予防接種で法律上の接種義務はありません。しかし、成人になってからかかると重症化し、合併症の頻度も高くなります。また、予防接種を受けることにより集団生活における感染の拡大防止につながります。

対象

満1歳～就学前の方（満1歳の誕生日から就学前の年度末まで）
罹患した方、すでに接種がお済みの方は接種の必要はありません。

助成額・回数

接種費用の全額
（接種費用は医療機関によって異なります。）
1回（2回受けた場合も1回分）



接種方法

かかりつけ医療機関に確認の上、接種してください。
接種後、必要書類を持参の上、保健センターに申請してください。
※母子手帳が接種済みの証明になりますので、必ず医療機関で記載を
してもらってください。

必要書類

申請書（保健センターと六合支所にあります。HPからもダウンロードできます）
印鑑
領収書
母子手帳
振り込み先金融機関の口座（ゆうちょの場合は通帳のコピー）

お問い合わせ

中之条町保健センター
75-8833（直通）

●おたふくかぜとは●

飛沫感染で主症状は耳下腺の腫れで痛みを伴います。
潜伏期間は2～3週間です。
人に感染しやすい期間は発病数日前から主症状が消退するまでです。年長児や成人がかかると重症化し
合併症の頻度も高くなります。
合併症で最も多いのは、無菌性髄膜炎で
診断される頻度は1～10%です。
難聴になることもあり、
難治性のため後遺症を
残すことが多く注意が必要です。

